

**但馬圏域健康福祉推進協議会医療部会 公開要綱**  
**(但馬圏域地域医療構想調整会議)**

(趣旨)

第1条 この要綱は、但馬圏域健康福祉推進協議会医療部会（但馬圏域地域医療構想調整会議）開催要綱第7条の規定に基づき、会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開を原則とする。ただし、患者情報や医療機関の経営に関する情報等、秘密を要する事項を扱う場合は、部会長は会議を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の規定により非公開としたときは、部会長は会議においてその旨を宣言するものとする。あらかじめ非公開としたときは、部会長は会議の冒頭でその旨を宣言するものとする。

(会議の開催の周知)

第3条 会議の開催は、公開、非公開にかかわらず、原則として会議開催日の一週間前までに一定の方法により、周知するものとする。

2 周知の内容は次のとおりとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 主たる議題
- (3) 会議の公開・非公開の別
- (4) 公開の場合の傍聴手続き
- (5) その他必要な事項

(傍聴人の定員等)

第4条 会議を公開する際の傍聴人の定員は少なくとも5人とし、会場に傍聴席を設けるものとする。

(傍聴の申出等)

第5条 会議の傍聴を希望する者は、会議の当日、会議の開催予定時刻の30分前までに、傍聴申出人名簿に所要事項を記入しなければならない。

2 傍聴の受付は、先着順により行い、申出者が定員を超える場合は、会議開会前に傍聴申出人名簿から抽選により決定する。

(傍聴証)

第6条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴証の交付を受け、これを事務局員が確認できるよう着用しなければならない。

2 傍聴証は、交付当日に限り通用する。

3 傍聴証は、傍聴を終え会議室を退場する際に返還しなければならない。

(傍聴できない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- (2) 録音機、写真機、映写機の類を携帯している者（次条第5号の規定により、部会長の許可を得た者を除く。）
- (3) 楽器、拡声器その他音を出すための道具等で会議の進行を妨害するおそれのあるものを携

帯している者

- (4) 酒気を帯びていると認められる者
  - (5) 異様な服装をしている者
  - (6) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 2 部会長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、事務局員をして、前項第1号から第3号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 部会長は、前項の規定により質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入室を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
  - (2) 私語、喚声その他議事の妨げとなる行為をしないこと。
  - (3) 示威的行為をしないこと。
  - (4) 食事又は喫煙をしないこと。
  - (5) 会議室において写真撮影、録画又は録音をしないこと。ただし、事前に部会長の許可を受けた場合を除く。
  - (6) 会議室において携帯電話等の無線機を使用しないこと。
  - (7) みだりに傍聴席を離れないこと。
  - (8) その他、会議室の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。
- 2 傍聴人は、すべての事務局員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議が非公開であることを部会長が宣言したときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要綱の規定に違反したときは、部会長はこれを制止し傍聴人が制止に従わないときは退場を命じることができる。

2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び会議室に入ることはできない。

(開催結果報告等)

第11条 会議の結果は、開催結果報告(別紙様式)にまとめ、開催から1箇月以内に兵庫県健康福祉部健康局医務課へ提出するものとする。

2 医療法30条の14第2項に規定する「協議が調った事項」については、前項の開催結果報告に当該事項の当事者名とともに記載するものとする。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。